

令和8年9月3日
福岡地区水道企業団

市政記者 各位

福岡地区水道企業団 送水制限の開始について

福岡地区水道企業団の主要な水源である筑後川では、7月13日に渇水調整が解除されて以降、少雨による河川の流況悪化に伴い、ダム貯水量の減少が続いております。

このような状況をふまえ、本日、国等により「筑後川水系渇水調整連絡会」が開催され、第2次渇水調整において、「当企業団の筑後川取水が30%制限」されることとなったため、下記のとおり当企業団が水道用水を供給する構成団体※への送水制限を開始します。

記

1 送水制限の開始日時

令和8年9月4日（金） 9：00～

（降雨状況によっては、取水制限、送水制限の開始時期が9月4日より遅くなる可能性があります。）

2 送水制限の内容

当企業団の構成団体※に対して、「約13%」の送水制限を開始します。

（なお、今回の送水制限により、構成団体※の給水に大きな影響は生じない見込みと聞いております。）

※福岡地区水道企業団の構成団体（6市7町1企業団1事務組合）

福岡市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・古賀市・糸島市

宇美町・志免町・須恵町・粕屋町・篠栗町・久山町・新宮町

春日那珂川水道企業団（春日市・那珂川市）・宗像地区事務組合（宗像市・福津市）

【連絡先】

福岡地区水道企業団 企画調整課 増山

815-0031 福岡市南区清水四丁目3-1

T E L : 092-552-1732 F A X : 092-552-1729

Email : keikaku@f-suiki.or.jp